

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会（以下「本会」とする。）が新たな財源を確保し福祉サービスの向上及び地域福祉を推進することを目的に、本会の財産を広告媒体として活用し、有料広告掲載をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる本会の財産のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 本会の広報印刷物
  - イ 本会のホームページ
  - ウ その他鈴鹿市社会福祉協議会会長（以下「会長」とする。）が必要と認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に企業等の広告を掲載することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- (1) 法令等に違反するもの、又は違反行為を助長するおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反しするもの、又はそのおそれがあるもの
  - (3) 政治活動又は宗教活動を目的とすると認められるもの
  - (4) 社会問題についての主義主張を目的とすると認められるもの
  - (5) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
  - (6) 個人の氏名の宣伝を目的とすると認められるもの
  - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (9) 社会的に不適切なもの
  - (10) 当該広告の内容を、会長が推奨しているかのような誤解を与えるもの
  - (11) 市、本会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - (12) 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適切ではないもの
  - (13) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
  - (14) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと会長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な基準は、別に定める。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 公募により行う方法
  - (2) 本会と広告募集業務契約を締結した広告代理業を営むものが行う方法
- 2 前項第1号の公募の結果、応募者数が募集した数に満たなかった場合又は第6条の審査の結果、募集した数に満たなくなった場合は、前項第1号の規定にかかわらず、公募によらず募集することができるものとする。
- 3 会長は、広告掲載をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を定め、広告を募集するものとする。
- (1) 広告媒体の具体内容
  - (2) 広告掲載の規格、位置及び期間
  - (3) 募集方法及び選定方法
  - (4) 広告掲載料
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望するもの(以下「申込者」とする。)は、有料広告掲載申込書(第1号様式)に必要な書類を添えて、会長に提出するものとする。広告の内容を変更しようとするときも、また同様とする。

(広告掲載の決定)

第6条 会長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を第3条の基準に基づき審査し、広告掲載の可否を決定し、有料広告掲載(不掲載)決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(広告料の納入)

第7条 前条の規定により広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」とする。)は、会長が指定する期日までに広告掲載料を納入するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を他に譲渡又は転貸をすることはできない。

(広告の責任)

第9条 広告主は、広告掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 3 第10条第1項又は第2項の規定により広告掲載を取り消した場合において、広告主に損害が生じても、本会はその責任を負わないものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 会長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 本会の信用を失墜し、又は業務を妨害させるような行為を行ったとき。
  - (2) 第7条の規定により会長が指定する期日までに広告料を納入しなかったとき。
  - (3) 会長が指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
  - (4) 書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。
  - (5) 会長の指示に従わなかったとき。
  - (6) 第3条に定める広告掲載の基準に適合しないことが判明したとき。
  - (7) その他会長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。
- 2 前項に定めるもののほか、会長は、本会の責によらない理由により広告掲載をすることができなくなったときは、広告掲載の期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。
  - 3 会長は、前2項の規定により広告掲載を取り消したときは、有料広告掲載決定取消通知書(第3号様式)により広告主に通知するものとする。

(審査会)

第11条 会長は、鈴鹿市社会福祉協議会広告審査会(以下「審査会」とする。)を設置する。

- 2 審査会は、次に掲げる事項について審議し、会長に対して意見を述べるものとする。
  - (1) 新たな広告媒体への広告掲載に関すること。
  - (2) 広告掲載の可否の決定に際し疑義の生じた広告内容に関すること。
- 3 審査会の委員長は事務局長を、委員は企画総務課長、総務管理グループリーダー、広報担当者、その他事務局長が認めるものをもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第12条 審査会の会議は、会長の求めに応じて委員長が招集し議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第13条 審査会の庶務は、本会企画総務課総務管理グループにおいて処理する。

(広告料の返還)

第14条 広告料は、原則として返還しないものとする。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができないときは、納付済の広告掲載料の全部又は一部を広告主に返還するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月7日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

有料広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会会長

申込者 住所（所在地）

法人（団体）名

代表者職・氏名

電話番号

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会有料広告掲載要綱第5条に基づき、必要な書類を添えて次のとおり申し込みます。

申込者情報	業 種		
	ホームページ		
	連絡先	担当部署名 担当者氏名	
		T E L	
E メール			
申込内容	申込広告種類	<input type="checkbox"/> 広報紙（ ） <input type="checkbox"/> ホームページ広告 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	掲載希望期間		
	広告内容		
備 考			

私は暴力団などの反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

様

社会福祉法人 鈴鹿社協社会福祉協議会  
会 長 亀 井 秀 樹

有料広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会有料広告掲載要綱第6条に基づき、次のとおり決定しましたので、通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載します
	<input type="checkbox"/> 掲載しません
	理由
広 告 媒 体	
掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
広 告 の 内 容 (規格、掲載位置等)	
広 告 掲 載 料	円
そ の 他 注 意 事 項 等	

第3号様式（第10条関係）

鈴社協第 号  
令和 年 月 日

様

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会  
会 長 亀 井 秀 樹

有料広告掲載決定取消通知書

年 月 日付けで決定した広告掲載について、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会  
会有料広告掲載要綱第10条第1項又は第2項の規定に基づき、下記の理由により決定を  
取り消します。

記

理由